

## 社会福祉法人若葉会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすく、出産後に復職しやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～ 令和 9年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児休業給付、産前産後休業などの諸制度の概要を周知徹底する。

<対策>

- 令和4年 4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和4年 5月～ パンフレット等の配布、掲示
- 令和4年 7月～ 個別相談窓口の設置